

◎二十九番（遊佐久男君）自由民主党議員会の遊佐久男であります。二年ぶりの一般質問となりましたが、質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

全国的な問題ではありますが、人口減少対策は本県においても重要な問題です。また、新型コロナウイルス感染拡大により在宅勤務やテレワークが急速に普及するなど、生活様式を見直す動きが加速しております。密集した首都圏を避け、地方の価値を見直す機運が高まつており、地方移住への意識を変えたことは統計でも明らかになっています。

緊急事態宣言が全面解除された五月二十五日から六月五日までの間、内閣府が一万人を対象に調査した結果、リモートワーク経験者のうち二四・六%、つまりおよそ四人に一人が地方移住への関心が高くなつたことが分かりました。さらに、リモートワーク経験者の六四・二%、およそ三人に二人は仕事よりも生活を優先させたいと答えています。

そして、引っ越しが業者の調査から、一位には、「自然が豊かで伸び伸びと暮らせそうだから」という理由で、最大のメリットである自然環境が豊かな田舎で暮らせることが挙げられました。二位には、「都市部に近く、不便がなさそうだから」という理由がランクインしています。移住するとはいえ、便利な生活は手放したくない人も多いということが分かります。

三位には、「観光地などが多く、楽しそうだから」という理由でした。せっかく移住するのだから、楽しみはたくさんあつたほうがよいと考える人は多いようです。そのほか、「食べ物がおいしそう」なども選択の理由として挙げられました。福島県の条件もぴったり一致するのではないでしょうが。

実際国の住民基本台帳人口移動報告でも東京都の転出超過が四か月連続となつております、こうした流れは人口の東京一極集中を是正するよい機会であ

り、県内に人を呼び込むチャンスであると考えます。

今年は、ウイズコロナという今を生きていくに当たつての新しい概念が生まれました。県は従来から移住、定住施策に力を入れておりますが、こうした地方移住に关心を持つ方々のニーズを捉えて積極的に取組を進めるべきと考えます。

そこで、ウイズコロナの状況が続く中、移住、定住をどのように推進していくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

県内には、豊かな自然を生かし、地域住民が主体となつた創造的なまちづくりを推進していますが、少子高齢化による人口減少が続いて、空き家や遊休施設が増加し、課題になっています。

また、空き家や遊休施設の増加は地域社会あるいは地域経済の阻害要因であり、周辺の生活環境や里山景観へ悪影響を及ぼし、地域の活力低下に拍車がかかるものと懸念されます。空き家や遊休施設の活用に焦点を当て、これを有効活用して、移住者の受皿となる住まいの確保を図ることが重要であると考えます。

そこで、県は空き家や遊休施設を活用した移住、定住の促進にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

先ほども申し上げましたが、ウイズコロナは今を生きていくに当たつての新しい概念です。新型コロナウイルスという感染症の存在を前提に日常生活を送らなければならぬと私は理解をしております。行政をはじめ家庭や社会でどれだけ感染防止対策に力を注いでも、誰もが感染者になり得る状況です。

四月七日、二本松郵便局で発生した新型コロナウイルスは感染者が九人のクラスターとなりました。感染した九人については、保健所の指導の下、

退院後二週間の自宅待機、その後の健康観察で異常がないことを確認した上で職務復帰しました。その同僚の方から、事実でない心ないうわさ話やネットや無言電話で精神的に打ちのめされたと話を聞かされました。

今でも新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者などに対する差別や偏見が散見され、感染者本人ばかりでなく、医療従事者をはじめその御家族にまで誹謗中傷や心ない差別が及んでおり、社会問題となつております。このような行為は断じて許されるものではなく、差別や偏見は絶対にあつてはいけないという県民の共通理解の醸成が必要であると考えます。

そこで、県は感染症に関する差別や偏見の防止に向けた啓発にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、先月九日、クラスター対策など五つのアクションについて政府に緊急提言しました。適切な感染防止策が行われなければ急速な感染拡大につながるとの見解であり、全国的にも人の動きが活発化してきたことから、本県においても対岸の火事ではありません。

また、これから本格的な冬の季節を迎え、例年であればインフルエンザの流行する季節と重なることと想います。新型コロナウイルス感染症の冬場の感染対策は未知数の部分があり、本県のような寒冷地における感染対策をどのように進めていくかが大変重要となります。

さらに、年末年始は旅行や帰省をはじめ各地で様々な会合の機会が増えるなど、感染のリスクはこれまで以上に高まると考えられることから、しっかりと対策を強化し、この冬を乗り越えていかなくてはなりません。

そこで、県はインフルエンザとの同時流行に備え、冬季の感染防止対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

本県を本拠地とするプロスピーツチームは、サッカーのユナイテッドFC、

野球のレッドホープス、バスケットボールのファイヤーボンズがあり、地域に根差した活動や試合等を通じて、県民や子供たちに夢や希望、感動を与えるとともに、県民の期待を背に戦うことで、応援する機運の醸成や地域との一体感、活力の向上に大いに寄与しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症はプロスポーツチームの運営等にも大きな影響を与えました。開幕試合が延期されたり、無観客の試合も余儀なくされたり、有観客での試合開催が始まりましたが、応援や観戦ルールなどを含め、プロスポーツチームの運営等、各チームは大変厳しい状況に置かれているのではないかと危惧しております。そのため、これらプロスポーツチームの灯を消さないようにすることが重要と考えます。

そこで、県は感染症の影響を踏まえ、地域密着型プロスポーツをどのように支援していくのかお尋ねをします。

次に、児童虐待防止に向けた取組についてであります。

子供に対する虐待は重大な人権侵害であり、決して許されない行為であることから、将来を担う子供たちを社会全体で守り育て、地域の様々な主体が相互に連携して虐待防止が図られなければなりません。

また、児童虐待防止に当たっては、子供の生命を守ることを最優先とし、子供及び保護者を孤立させない社会づくりが重要です。そして、虐待を早期に発見するため市町村や関係機関等との緊密な連携を図ることや、虐待を発見した者が通告しやすく、かつ虐待を受けた子供及び家族等が相談しやすい環境の整備を県が進めなければなりません。

福島県子どもを虐待から守る条例が四月一日から施行し、八か月が経過をしたところですが、児童への虐待に対する県警や児童相談所の介入は強化され、虐待件数は増加しているため、一層の対策が必要とされています。

そこで、児童虐待防止に向けた県の新たな取組についてお尋ねいたします。

また、児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関から情報提供を受け、子供と家族の状況を把握し、対応方針の検討を行つた上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談、助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など、必要な支援、援助を行うこととされています。子供の保護や保護者への支援など専門的な対応に当たる児童相談所の体制強化が重要です。

そこで、県は児童相談所職員の質の向上にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、介護人材の確保についてです。

県内の介護福祉士養成施設の定員充足率は、平成二十五年度には六割を超えていましたが、平成三十年度には三割を下回り、その後回復しましたが、それでも令和二年度は四割に満たない状況であるという厳しいお話を受けました。

また、先日会津地方の介護福祉士養成施設では来年度の入学者から募集を停止すると発表されました。会津地方は、高齢化率の高い市町村が多く、会津地方で唯一の介護福祉士養成施設の学生募集停止による影響は大きいと思います。介護福祉士養成施設に通いたい方が通えるよう支援が必要と考えます。

私は、介護の将来を守るために、若い世代に対する介護の魅力発信による介護への理解を促進するとともに、即戦力となる人材を育成する介護福祉士養成施設に対する支援が重要と考えます。

そこで、県は介護福祉士養成施設の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、原木シイタケの生産振興についてです。

震災前、福島県は阿武隈高地を中心にキノコ原木の一大産地として良質な

原木を県外にも広く出荷しており、重要な地域産業でした。しかし、原発事故による災害により、地元の安くて良質な原木を使うことができなくなりました。

シイタケ生産者にとって、原木は経営存続の鍵を握る生命線であります。が、県外から原木を購入せざるを得ず、原木代は三倍以上に高騰しております。このような掛かり増し費用は、東京電力による賠償を継続していくべきであります。が、その請求に当たつての生産者の負担は大きいものがあります。

さらに、原木需給が逼迫する中、県外などからの原木確保、生産現場での放射性物質対策などの生産者の負担も大きくなっています。原木シイタケ生産の減少につながっている現状であります。

そこで、県は原木シイタケ生産者の賠償請求手続や原木確保の負担軽減にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

現在原木シイタケ生産は、放射性物質の影響により露地での生産ができず、施設内でほど木作りや発生管理を行わざるを得ない状況です。震災以前のように自然を利用した露地栽培の再開が可能となれば、原木シイタケの魅力を広めたい生産者の意欲向上につながるとともに、本来のおいしさを広くPRすることができます。そして、福島県産農産物の安全性を高め、風評払拭にもつながるものと考えます。

そこで、県は原木シイタケの露地栽培の再開にどのように取り組んでいくのかお尋ねをします。

次に、教育の振興についてであります。

教職員の長時間労働が社会問題となる中で、県教育委員会が平成三十年度に制定した教職員多忙化解消アクションプランが今年度で三年目を迎えます。今年度の教職員勤務実態調査の結果によると、教職員の時間外勤務時間はおおむね減少しているものの、新型コロナウイルス感染症対策の影響

による部活動の活動時間の減少などの要因もあると聞いております。

部活動だけが長時間労働の原因とは言えませんが、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどが競技の技術指導や交流など様々な活動を支援し、実際に中学校の部活動と連携し、活動している事例も見られます。このように外部人材の活用などにより、今後も教職員の多忙化解消に努めていく必要があると考えます。

そこで、県教育委員会はアクションプランの成果を踏まえ、教職員の多忙化解消にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

国が十月に公表した令和元年度の問題行動等調査によれば、県内の小中高校と特別支援学校が認知したいじめの件数が前年度から約千七百件増え、過去最多となる八千五百三十四件になつたことが明らかになりました。

件数が増えている背景には、冷やかしやからかいなど初期段階を含めて、学校の教職員がいじめ防止対策推進法のいじめの定義を正しく理解し、積極的に認知に努め、いじめを見逃さない体制が広がつた成果と捉えております。一方で、依然としていじめの対象となり、心に深い傷を負っている児童が多く存在していることに変わりはありません。

この問題は、いつの時代においても教育現場における最大のテーマの一つであることに疑いの余地はなく、未然防止はもちろんのこと、早期発見、そして心のケアが大変重要であります。子供たちにとつて、学校は楽しいところでなくてはなりません。行きたくない場所や行きたくても行けない場所であつてはなりません。

コロナ禍によつて、非接触、非対面を求められる環境の中、学校は人と触れ合う数少ない大切な場となりました。教育の現場において、子供たちと真摯に向き合うことがこれまで以上に強く求められております。

そこで、県教育委員会は公立小中学校におけるいじめ対策にどのように取

り組んでいくのかをお尋ねいたします。

最後に、道路整備についてです。

国道三百四十九号は、阿武隈山系を縦断する主要な路線ですが、その路程の多くが山間部を通過しており、いまだに道路の幅が狭い箇所や見通しが悪いカーブが残されております。

二本松市杉沢地内の真船地区や宮ノ前地区においても見通しが悪い箇所があり、このうち真船地区については現在杉沢工区として整備が進められており、一日も早い完成が望まれております。また、宮ノ前地区についても大型車両が関係する事故が発生するなど、早急な改良整備が望まれているところです。

そこで、国道三百四十九号二本松市杉沢地内について、整備状況と今後の見通しをお尋ねし、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

◎副議長（長尾トモ子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）遊佐議員の御質問にお答えいたします。

移住、定住の推進につきましては、新型コロナウィルス感染拡大により、首都圏を中心とした都市部の方々の地方移住への関心が高まっていることから、このような方々に対し、本県を移住先として選んでいただけるよう取組を進めていくことが重要であります。

特に近年若い世代のUターン希望者が増加傾向にあります。こうした若者のふるさと回帰の流れを捉え、本県の出身者やゆかりのある方々とのつながりを大切にし、福島をより身近に感じていただくことが効果的であると考えております。

このため、先日「三十歳の大同窓会」を新しい生活様式に対応してオンライン

インで開催し、同世代で交流を深めるとともに、本県の魅力を再認識していただいたところであります。

今後とも、首都圏との近接性や豊かな自然、チャレンジの場としての様々な可能性など、本県ならではの強みや魅力を積極的に発信してまいります。

あわせて、ウイズコロナなどで注目を集める副業やテレワークといった福島での新しい働き方の体験を通じて、本県を第二のふるさとと思っていたただける方々を増やすなど、若い世代を中心に様々なアプローチを図ることにより移住、定住を積極的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(企画調整部長 橋 清司君登壇)

◎企画調整部長（橋 清司君）お答えいたします。

空き家や遊休施設につきましては、移住希望者の住まい、仕事や交流の場になり得る貴重な地域資源と考えております。

このため、市町村や民間団体が行う空き家バンク等の支援制度の利用促進を図るとともに、空き家等を移住体験住宅やテレワーカー施設に改修する際の支援を行うなど、移住希望者等のニーズとうまくマッチングさせながら空き家等の有効活用を図り、移住、定住の促進に取り組んでまいります。

次に、地域密着型プロスポーツにつきましては、新型感染症の拡大による試合会場での入場制限に伴う収入減や感染防止対策経費などの負担増によつて各チームの運営は厳しい状況にあるため、観客への感染防止対策や新たなファンの獲得に取り組む経費を支援してきたところであります。

しかし、いまだ続く新型感染症の影響により、チームや選手の競技力の維持向上が課題となってきたことから、今後練習環境の整備等を支援してまいる考えであります。

(生活環境部長渡辺 仁君登壇)

◎ 生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止につきましては、お互いを思いやる気持ちが大切であることから、「優しさは、心を結ぶ。」を合い言葉に、十月から新聞やテレビ、公共交通機関での広告のほか、県民の皆さんのがんばりをハートの形に育てていく参加型広報をウェブ上で展開し、二十六万人以上の共感の輪が広がっております。

引き続き、関係部局一丸となつて差別や偏見の防止を強く呼びかけてまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎ 保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る冬季の感染防止対策につきましては、マスクの着用や人と人との距離の確保、感染リスクが高まる五つの場面に留意した行動などの基本的な感染防止対策に加え、室温に注意した上で換気を行う、湿度四〇%以上を目安に加湿するなど、国が示した寒冷な場面における感染防止のポイント等の周知を行つてているところです。

これらの対策は、インフルエンザ等の感染防止にも効果があることから、その徹底と継続を今後とも様々な手段で県民に繰り返し呼びかけてまいります。

次に、介護福祉士養成施設の支援につきましては、これまで学生募集のための費用や外国人留学生の受入れに伴う日本語カリキュラム作成費用等に對して支援しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の対策として、オンラインで授業を継続できるよう教育環境整備への支援を行つてあるほか、今月からは県民の理解を深めてもらうためテレビでの養成施設の紹介も開始予定であり、今後とも介護の担い手が確保できるよう介護福祉士養成施設を支援してま

いります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

原木シイタケ生産者の負担軽減につきましては、高騰する原木購入の掛かり増し経費の賠償に関し、代金支払い後の請求から支払い前の請求で賠償を受けられるよう改善を図つたところであります。

また、原木確保に必要な需給情報を生産者に提供するとともに、他県から原木を調達する負担増などを支援する原木等供給支援事業の継続を国に強く要望するなど、引き続き生産者の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、原木シイタケの露地栽培につきましては、本県の豊かな森林環境を生かした栽培法であり、その再開は本県林産物の安全性を広くPRすることにつながる重要な取組であると考えております。

このため、これまでの実証事業で蓄積した、放射性物質を抑制する栽培技術の知見に基づき、安心きのこ栽培マニュアルを令和三年度に改定し、栽培技術を普及するとともに、引き続き原木等の導入を支援するなど、露地栽培の再開を積極的に推進してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

国道三百四十九号の二本松市杉沢地内につきましては、見通しの悪いカーブが連続し、交通に支障となつていてことから、杉沢工区として改良工事を実施している全長約一・七キロメートルの区間について早期完成に向け整備を進めるとともに、残る市道六角・宮ノ前線との交差点までの区間について必要な調査に着手してまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

児童虐待防止に向けた取組につきましては、今年度から新たに子供自身が虐待から身を守る教育プログラムを小学校等で実施するとともに、子供の虐待サインを大人が受け止める体制づくりを進めております。

また、児童相談所の職員を介入と支援の二チームに分け、迅速な介入と手厚い支援を図っているほか、児童情報システムにより、相談対応に漏れのないよう進行管理に努め、増加する虐待への対策に取り組んでおります。

次に、児童相談所職員の質の向上につきましては、児童福祉法による法定研修のほか、職員の経験、職種等のキャリアに応じた研修や虐待によるトラウマの治療技法などの専門的な技術の習得に取り組んでおります。

加えて、ウイズコロナの状況に対応するため、これらをオンラインで受講できる体制も整えて、職員の専門性向上に努め、量的、質的に困難さを増す児童相談業務に適切に対応してまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

教職員の多忙化の解消につきましては、アクションプランに掲げたスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置、統合型校務支援システムの活用などにより、一定の効果が現れているところであります。

アクションプランが今年度で最終年度となることから、今後はこれまでの成果を検証とともに、次期計画の作成を検討してまいります。

次に、公立小中学校におけるいじめ対策につきましては、各学校においていじめを早期に発見して積極的に認知し、適切に対応することが大切であると考えております。

このため、SNSトラブルなどの具体的な事例を用いた研修会を開催するとともに、二十四時間いじめ電話相談の実施やスクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実を図るなど、今後もいじめ対策に積極的に取

り組んでまいります。